

オーナー会社ではなぜ「事業承継」「相続（贈与）」対策が必要なのか？

事業承継税制の抜本的拡充を始めとした事業承継円滑化に向けた総合的支援策が実施されている一方で、平成27年1月1日以降開始する相続・贈与から相続を取り巻く環境が大きく変わり相続税は増税時代を迎えます。これら制度を有効に活用し、節税を可能にするためにも「事業承継」「相続（贈与）」のリスクを簡単な事例でご説明したいと思います。

テキスト／應和税理士法人

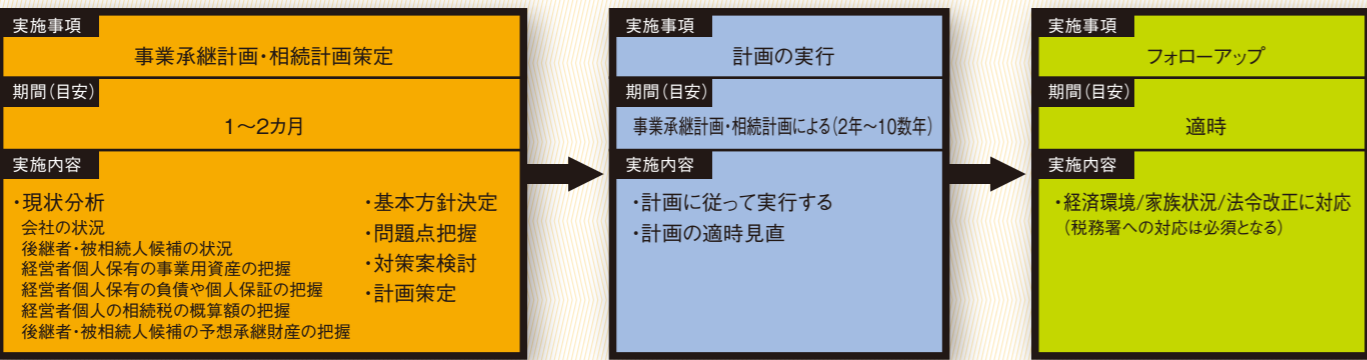
**どんな会社も必ず直面する
世代交代。その際のリスク
について知っておくが重要！**

平成25年12月末、X遊技場を経営する甲社長が突然持病の心臓病が悪化して入院することに。X社は甲社長が100%株主の資本金5000万円の非上場の株式会社で、甲社長一代で年商100億円まで会社を大きくしてきました。甲社長には、長男乙と次男丙がそれぞれ専務取締役と常務取締役をしている二人の息子がいます。

そして年明け、甲社長が亡くなりました。甲社長は、自分に万が一のことがあればと不安に感じつつも、まだまだ現役！バリバリ頑張るぞ！と思っており、自分が亡くなった後の対策を手をつけていませんでした。

甲社長が亡くなってからX社は「事業承継」という問題に、そして甲社長

事業承継・相続の進め方



の息子乙さんと丙さんは「相続」という問題に直面することになりました。「事業承継」も「相続」も現金、不動産、有価証券といったものが絡む上に税金もかかります。このため社内の調整・親族間の調整で心身ともに疲労困憊、社業に集中できず会社の業績が悪化し、親族内では「相続」内紛が起ころうとする目立ちます。

「昨今の「事業承継」「相続（贈与）」の事情

中小企業庁の調べでは、ここ20年間で中小企業の経営者の平均年齢は58才となり6才近く上昇しているようです。中小企業庁の実施したアンケート結果では、「早く会社を後継者に引継ぐ必要があるのは理解しているが、社長を退く踏ん切りがつかなくて」とする

自社株式の処分が必要となる場合もあり、この場合株式が分散してしまい後継者に円滑に事業を承継することができません。自社株式は、経営権でもあり財産でもあります。しかし、非上場会社の株式評価額は、一般的に上場会社株式より会社の実態に対して高くなる傾向があり、経営権とのバランスを考慮しながら、対策を講じることが必要です。

③ 財産の事前整理の必要性

更に、オーナー会社の場合、自己所有資産を会社の事業に貸与していたり、自己所有の土地の上に会社建物を建築していたりと経営者所有財産と会社所有財産が事業上混在しているケースが多くあります。オーナー名義の不動産を、会社が事業に利用していたり、会社の銀行借入れの担保に提供しているケースでは、相続税の納付のために売却や物納ができなくなります。また、オーナーが事業用資金として会社に貸付を行っているケースも多くあります。会社が長期間債務超過の状況になり、当該貸付金の評価をゼロにすることができず、課税対象となる相続財産の増加要因となってしまう、課税額が増加します。相続税は、「相続の開始があったことを知った日」の翌日から10カ月以内に一括現金納付が原則なので、事前に財産の整理を行い、相続税の概算額を把握しておかないと、

経営を行っているうちに利益は減少傾向になって、「事業承継」が難しくなっているとの結果が出ています。「相続」に関しても平成25年に相続税と贈与税に改正案が成立し、平成27年1月1日以降開始する相続・贈与から適用されることになりました。この改正により、相続税の基礎控除額が(5000万円+1000万円×法定相続人数)から(3000万円+600万円×法定相続人数)と大幅に縮小され、また相続税の最高税率が55%に引き上げられ、結果として税負担が重くなりました。また、経営者や相続人の中には相続税や贈与税の納税猶予の特例を税金の割引と誤解している方も多く、後々の納税資金に窮するといった事態に陥るケースもあります。

つまり、早い時期から「事業承継」「相続（贈与）」対策をしている人は事業も順調、節税対策もばっちり！と高額の納税額となる場合の納税資金の手当てがなくなったり、節税のためのスキームがあるにもかかわらず時間切れで節税対策がとれなくなったりもします。

以上は、「事業承継」「相続（贈与）」対策をしていない場合のリスクの一部であり、現実には各経営者ごとの状況によって異なってくるため、ほかにも様々なリスクが存在します。

オーナー経営者が世代交代を考え始めたらやっておくべきこと、最後の「大仕事」

「事業承継」「相続（贈与）」のリスクを回避するために、X社ほどのような対策をしておけば良かったのでしょうか？

甲社長は、早目に後継者を乙さんにするのか丙さんにするのか決定し育成する必要があります。また、甲社長が保有するX社株式については、スムーズな経営権の引継ぎ及び相続税対策の面からも従業員持株会を利用し保有比率を下げたり、株価の評価額をできるだけ下げたい。株価を下げるにはバブルの頃に購入した不動産を再評価することで適正な簿価にする、不要な不動産は売却するといった方法もあります。また、相続税額を減額するために、小規模宅地等の特例を活用したり、退職金の原資として生命保険を

なる一方で、対策が遅れると事業は傾き、税金負担も高額になってしまったりリスクを負うことになってしまいうのです。

「事業承継」および「相続（贈与）」対策をしない場合のリスク

① 後継者の必要性

甲社長のようなオーナー経営者は、後継者の確保をしなければなりません。後継者の選定・育成・後継者を中心とした社内体制の整備には数年から数十年の時間がかかります。後継者が確保できなければ、最悪廃業するしかなくなり創業者利益も享受できなくなるかもしれません。

② 自社株式対策（経営権確保）の必要性

後継者へは、オーナー経営者としての意思決定に必要な2/3以上の株式を引き継ぐ必要がありますが、そのためには事前に自社株式対策をして経営権確保を考慮しておく必要があります。例えば、X社の経営状態が良く内部留保が蓄積されていた場合、X社の株価は当初設立時の株価から相当上がっているため、財産としての自社株式価額も上がり相続税額も多額になってしまいます。納税資金が無い場合、この相続税を支払うために預貯金の取り崩しや自己所有資産の売却だけでは足りず

活用する方法もありました。保険料は税務上損金算入できる場合もあるので、解約までの期間は節税と利益の圧縮ができ、法人税の負担減及び株価の引き下げにも有効に活用できた可能性もありました。

ただし、「事業承継」「相続（贈与）」対策には通常数年間の期間を必要とするため、早い時期に、オーナー経営者の財産の把握及びオーナー会社の置かれている状況、財政状態の調査を進めておくことがポイントになります。

「事業承継」「相続（贈与）」を意識し始めたら、早目に専門家による事前診断を行うことをお勧めします。弊グループでは、「事業承継」を考え始めた方向けに、事業承継ハンドブックを発行している他、事前診断も実施しておりますので、ご希望の方はお問い合わせください。

お問合せ及び
ハンドブック請求先
●日本SFP協会
☎03-5793-3678

AGN 應和グループ

X社が株式会社の場合は「株式」、有限会社の場合は「出資持分」と出資に対する呼び方は異なりますが、いずれの会社形態でも「事業承継」「相続」にかかる手続きに大きな相違はありません。